

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月7日

浦安市長



## 浦安市規則第43号

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則（令和3年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表30分当たり800円の項基準額の欄を次のように改める。

1時間当たり3,920円
--------------

別表の注に次のように加える。

- 3 大学等修学支援事業の利用に当たり、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

### 附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。